高知市経営改善計画策定等助成金交付要綱を次のように定める。

令和８年６月４日

高知市長　桑　名　龍　吾

高知市経営改善計画策定等助成金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、中小企業・小規模企業の経営改善及び事業再生に係る取組を促進することにより、経営安定化を図り、もって本市経済の活性化に寄与することを目的として、高知市経営改善計画策定等助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、補助金等の交付に関する条例（昭和29年条例第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　認定支援機関　産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第134条第１項の規定により、中小企業再生支援業務を行う者として認定を受けたものをいう。

⑵　認定経営革新等支援機関　中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第１項の規定により、経営革新等支援業務を行う者として認定を受けたものをいう。

⑶　早期経営改善計画　認定経営革新等支援機関が策定するビジネスモデル俯瞰図（ふかんず）、資金実績・計画表、損益計画、アクションプラン等が記された計画をいう。

⑷　経営改善計画　認定経営革新等支援機関が策定するビジネスモデル俯瞰図、会社概要表（株主、役員構成、役員等との資金貸借、沿革等）、資金繰実績表、経営改善計画に関する具体的施策及び実施時期、実施計画（アクションプラン）及びモニタリング計画、資産保全表、貸借対照表・損益計算書・キャッシュフロー計算書等の計数計画、金融支援の依頼内容等が記された計画をいう。なお、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン〈第三部〉中小企業の事業再生等のための私的整理手続」に基づく計画策定支援の対象となる場合においては、当該ガイドラインで定める内容の計画とする。

⑸　プレ再生計画・再生計画　認定支援機関が実施する再生支援により策定する企業の概況、財務状況（資産・負債・純資産・損益）の推移、実態貸借対照表、経営が困難になった原因、事業再構築計画の具体的内容、今後の事業見通し、財務状況の今後の見通し、資金繰り計画、債務弁済計画、金融支援（リスケジュール、追加融資、債権放棄等など）を要請する場合はその内容、保証人がいる場合はその資産と負債の状況（債権放棄等を要請する場合）等が記された計画をいう。

（助成対象事業者）

第３条　助成金の交付の対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者とする。

⑴　中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項に規定する中小企業者又は同法第２条第５項に規定する小規模企業者であること。

⑵　次のアからウのいずれかに該当する事業者であること。

ア　個人で、本市の住民基本台帳に記録されており、県内において事業を営む者。

イ　個人で、市外の住民基本台帳に記録されている者のうち、市内において事業を営む者。

ウ　法人で、市内において事業を営む者。

⑶　前条第３号から第５号までのいずれかの計画を策定した事業者であること。

２　前項の規定にかかわらず、助成対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の対象としない。

⑴　高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号。以下「規則」という。）第４条各号のいずれかに該当すると認める者

⑵　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条に規定する風俗営業

を営む者

⑶ 政治的活動又は宗教的活動に係る事業を行う者

⑷ 市税等を滞納している者

⑸ 前各号に掲げる者のほか、市長が適当でないと認める者

（助成対象事業、助成対象経費、助成金額等）

第４条　助成対象事業は、第２条第３号から第５号までのいずれかの計画を策定する事業とする。

２　助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）、助成率及び助成限度額は、別表に定めるとおりとする。

３　助成金額は、助成対象経費（当該経費に含まれる消費税及び地方消費税の額を除く。）に助成率を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。）又は助成限度額のうちいずれか少ない方の額とし、予算の範囲内において、市長が認める額とする。

（助成金の交付の申込み）

第５条　助成対象事業者は、助成金の交付を受けようとする場合は、高知市経営改善計画策定等助成金申込書（様式第１号）（以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定により申込書を受理したときは当該内容を審査し、その結果を高知市経営改善計画策定等助成金申込書受理通知書（様式第２号）により当該申込者に通知するものとする。ただし、第７条第１項による助成金の交付の申請が申込書を提出した翌年度以降となる場合は、当事業が予算措置された場合に限るとの条件を付して、受理するものとする。

（申込内容の変更）

第６条　前条第１項の規定による申込内容について次の各号のいずれかに該当する変更が生じたときは、速やかに高知市経営改善計画策定等助成金（変更・廃止）届（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

⑴ 助成対象事業の変更

⑵ 事業の廃止

（助成金の交付申請）

第７条　第５条第１項の申込みを行った助成対象事業者が、助成金の交付を受けようとするときは、第２条第３号から第５号のいずれかの計画の策定後６か月以内に高知市経営改善計画策定等助成金交付申請書（様式第４号）（以下「交付申請書」という。）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、期日までに交付申請書が提出されない場合は、第５条第１項の規定による申込書が取り下げられたものとみなす。

（助成金の交付決定）

第８条　市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の交付の可否及び交付すべき助成金の額を決定し、適当と認めたときは、高知市経営改善計画策定等助成金交付決定通知書（様式第５号）により当該申請をした助成対象事業者に通知するものとし、適当でないと認めたときは所定の高知市経営改善計画策定等助成金交付却下通知書により当該申請をした助成対象事業者に通知するものとする。

２　市長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

（交付申請の取下げ）

第９条　前条第１項の規定により助成金の交付決定を受けた助成対象事業者（以下「助成事業者」という。）は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げようとするときは、当該交付決定の通知を受けた日から２週間以内に、その旨を所定の高知市経営改善計画策定等助成金交付申請取下届出書により市長に届け出るものとする。

２　市長は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、所定の交付決定取下承認通知書により当該届出をした助成事業者に通知するものとする。

（助成金の実績報告及び確定）

第10条　助成金の実績報告については、第７条の規定による助成金の交付の申請をもって代えるものとする。

２　助成金の額の確定については、第８条第１項の規定による交付決定をもって代えるものとする。

（助成金の交付請求及び交付）

第11条　助成事業者は、第８条第１項に規定する助成金額の交付決定を受けたときは、高知市経営改善計画策定等助成金交付請求書（様式第６号）により市長に助成金の交付を請求するものとする。

２　市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、助成金を交付するものとする。

（助成金の交付決定の取消し）

第12条　市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

⑵　規則第４条各号のいずれかに該当することとなったとき。

⑶　前２号に掲げるもののほか、助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

２　前項の規定は、第８条第１項に規定する交付決定があった後においても適用があるものとする。

３　市長は、第１項の規定による取消しをしたときは、所定の高知市経営改善計画策定等助成金交付決定取消通知書により助成事業者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第13条　市長は、前条第１項の規定に基づき助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

（調査等）

第14条　市長は、必要があると認めたときは、助成事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

（整備保管）

第15条　助成事業者は、助成金に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、その交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して５年間保管しなければならない。

（その他）

第16条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年７月３日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年３月６日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の規定による改正後の高知市経営改善計画策定等助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に申請されるものから適用するが、この要綱の施行の日前に第２条第３号から第５号までのいずれかの計画の策定に着手し、又は完了した助成事業者については、第５条の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以降に交付申込みを行うことにより、本要綱の規定を適用することができる。ただし、当該交付申込みは、令和８年６月30日までに行わなければならない。

附　則

この要綱は、令和８年６月４日から施行する。

別表（第４条関係）

助成対象経費	助成率	助成限度額
早期経営改善計画策定支援費用のうち、助成対象事業者が認定経営革新等支援機関に支払った額	３分の１	２万円
経営改善計画のＤＤ・計画策定支援費用のうち、助成対象事業者が認定経営革新等支援機関に支払った額		10万円
プレ再生計画・再生計画の財務・事業ＤＤ、計画策定支援費用のうち、助成対象事業者が外部専門家（弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士等）に支払った額		20万円